

「荷主と運送人の責任範囲」でセミナー

# 船荷証券の法的責任解説

## 東京海上日動とインターリンク

東京海上日動と、外航貨物海上保険専門の代理店インターリンクは7月10日、東京都千代田区の東京海上日動新館ビルで「荷主と運送人の責任範囲」と題したセミナーを開催した。海事弁護士として国内外で多くの講演実績がある岡部・山口法律事務所の山口修司弁護士が、船荷証券における法的責任などについて解説し、準拠法は国によって異なることに注意する必要性を指摘した。当日は、業界関係者ら約100人が参加し、熱心に聴講した。



山口弁護士

山口弁護士はまず、国際海上物品運送法の概要や、海上運送契約をめぐり、英国や日本では契約運送人の権利、義務を規定したハーグ・ルールの特徴などについて解説。国際海上物品運送法では、運送人は特定されず、米国では全当事者が運送人になる一

## 準拠法の相違に注意促す

方、英国や日本では契約運送人が運送人になることなどを説明した。また、運送人・契約当事者の特定や責任範囲などについては、ジャスミン号事件やカムフェア号事件といった過去の判例を紹介し、荷主にとっては運送人を特定することが重要になることから、運送人が誰かを裁判で争うことが多い実態を明らかにした。

運送中の事故では、船積み時の貨物と実際の状態が異なる場合、運送人は船荷証券所持人に対抗できないと指摘。一方、コンテナ貨物は運送

した。また、準拠法は国によって異なるため、船荷証券にどの国の法律が適用されるかが重要になるとし、「現行法では国際私法によって日本法が準拠法とされた時に適用するのが通説だ。日本では船



熱心に聴講する参加者

人が中身を確認できないことから不知文言付の船荷証券が発行されるとし、その効力によって運送人は責任を免れると強調

荷証券上、合意の内容になっていない限り適用されない」と述べた。最後に山口弁護士は、Surrender B

券について言及。有価証券としての船荷証券自体が発行されず、ファクスやメールで「Surrender」とスタンプされた船荷証券の表面

だけが運送人から荷送人に送付され、荷揚港では船荷証券と交換なしで貨物が荷受人に引き渡されるケースなどがあることを説明し、「Surrender B/Lについて

は運送人と荷主間の法律問題に不確定な要素が多い」との見方を示した。